

保護者様

兵庫県立出石高等学校
校長 澁谷 義人

学校感染症と出席停止について（連絡）

下記の感染症は、学校保健安全法施行規則により、本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため「学校において予防すべき感染症」として出席停止期間が定められています。

	学校感染症の種類	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	・発症後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	・解熱後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	・風しん	・発疹が消失するまで
	・水痘（みずぼうそう）	・すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱（プール熱）	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・結核	・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	・髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

別紙「学校感染症報告書」を登校時に提出してください。

保 護 者 様

兵庫県立出石高等学校
校長 澁谷 義人

学校感染症報告書の提出について

学校保健安全法による感染症に罹患した場合は、他の生徒への感染を防ぐため、医師の許可が出るまで出席停止の措置を取らせていただきます。再び登校する場合は、下記の報告書に、医師に指示された療養期間を記入し、保護者氏名、押印のうえ領収書のコピー（受診日、受診医療機関名の確認ができるもの）を添えて学校に提出してください。

..... キ リ ト リ セ ン

学校感染症報告書兼欠席届

兵庫県立出石高等学校 年 組 番 氏名 _____

【病 名】 _____

上記の診断により 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 _____

まで自宅療養したことを報告します。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印